

2023 年度
岩手県立大学
社会福祉士
実習指導者講習会開催要項



共 催

一般社団法人 岩手県社会福祉士会
盛岡医療福祉スポーツ専門学校
公立大学法人 岩手県立大学

研修目的

【※2021年に改正された新カリキュラム対応の内容になります】

2007年に「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」が公布され、社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しが行われました。その中で実習指導者の要件の一つとして「実習指導者を養成するための講習会の受講」が定められたことを受け、社会福祉士養成に係る実習教育の更なる充実をはかることを目的に、社会福祉士実習指導者講習会を実施いたします。

研修プログラム

1日目		
時間	内容	形態
9:45～10:00	オリエンテーション／開講式	
10:00～12:00	実習指導概論	講義 2時間
12:00～12:45	昼食・休憩	
12:45～14:45	実習マネジメント論	講義 2時間
14:45～15:00	休憩	
15:00～18:00	実習プログラミング論	講義 3時間
2日目		
9:00～11:00	実習スーパービジョン論	講義 2時間
11:00～17:00	実習スーパービジョン論 ※ グループにわかれての演習を行います。 ※ 途中、昼食・休憩が入ります。	演習 5時間
17:00～17:15	閉講式	

日時、会場、定員、申込受付期間、お問い合わせ先等

日 時

1日目：2023年 9月30日（土） 9:45 ～ 18:00

2日目：2023年10月 1日（日） 9:00 ～ 17:15

会 場

Zoom ミーティングによるオンライン開催

定 員

60名

申込受付期間

2023年6月1日（木） ～ 7月7日（金）

お問い合わせ先

岩手県立大学社会福祉学部 実習教育開発室（山崎・岩淵）

Tel: 019-694-2432（平日9:00～17:00）

申込方法等

受講対象者

原則として、社会福祉士の実習を受け入れている、あるいは今後受入れを予定している施設・事業所・機関に勤務する社会福祉士資格を持つ者が受講対象者となります。

受講料

10,000円（テキスト代除く）

申込方法

①右記 QR コードもしくは URL から Google フォームにアクセスし、必要事項をご入力の上お申込ください。

(URL) <https://forms.gle/Q3ATqFKx8C8C4uSZA>



②受講資格を確認しますので、Google フォームを送信後、FAX (019-694-2433) またはメール (iwate.sw2023@gmail.com) にて「社会福祉士資格登録証」の写しを送付ください。

- *①Google フォームの送信および②資格登録証の写しの提出をもって申込完了となります。
- *Google フォームにご入力いただいた内容をもとに、修了証等を作成させていただきますので、入力の間違いや漏れのないようご確認をお願いします。
- *Google フォームにてお申込み後、入力いただいたメールアドレス宛に申込内容が送信されます。必ず受信を確認いただきますようお願いいたします。

受講決定

- ①受講に際しては、「岩手県立大学社会福祉士実習指導者講習会運営委員会」で審議の上、受講者を内定します。
*定員超過の場合、岩手県内の養成校が実習を依頼できる施設・地域を優先することがあります。
- ②受講が内定した皆様には、あらためて受講料振込方法等詳細についてお知らせします。
なお、受講不可の場合についてもお知らせします。
- ③受講料は事前振込みです。受講料の振込みをもって正式に受講が決定します。

受講のキャンセル

- ①納付された受講料は返還いたしません。
- ②一部だけ受講しても、次回以降の講習会受講において、同様の受講内容は免除されません。

研修テキストと事前課題

- ①『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』(中央法規出版 2022年 定価 3,080円(税込))を研修テキストとして位置づけています。研修受講時に必要ですので、事前購入、事前通読してください。
- ②『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』に基づいた、事前課題を提出いただく予定です。課題内容は受講内定時にお知らせいたします。

修了の認定

- ①本研修は実習指導者となるための認定研修となりますので、全科目の受講が修了認定の条件となります。15分以上の遅刻、中座、早退がある場合は修了認定となりません。
- ②オンライン研修となりますので、研修の受講中は受講者側のカメラを ON にして顔が見える状態で受講いただきます。これにより受講確認を行います。万が一お顔を映しての受講ができない場合および受講者側の通信状況等により受講継続ができない状態となった場合も、修了となりません。
- ③長時間の研修であるため、安定した接続環境のご用意をお願いいたします。
- ④受講にかかる通信料は受講者負担となります。講習会当日における受講者側の Zoom ミーティング接続不具合や通信トラブル等について、事務局では対応いたしかねます。
- ⑤研修修了者には、認定会議を経て修了証を発行します（後日郵送）。実習指導者になるためには当修了証が必要となります。

オンライン研修での禁止事項

- ①本講習会の Zoom ミーティングを使用するにあたり、受信した招待メールを第三者と共有すること。また 1つの招待に対し複数人で受講すること。
- ②オンライン研修の様子を主催者や出席者の許可なく撮影（スクリーンショットを含む）および録音・録画、配信、資料の再配布等すること。
- ③主催者または他の受講者を含む第三者の名誉・信用・著作権などの知的財産権、肖像権、プライバシーなどを侵害すること。
- ④オンライン受講に伴う一切の違法行為、嫌がらせ（SNS や各種ホームページサイト上で主催者及び関係協会・受講者・講師などへの誹謗中傷や嫌がらせの書き込みなども含む）等の不良行為の他、公序良俗に反する行為、講師の講義やオンライン講義の運営を妨げること。

研修単位

- ①本研修は、認定社会福祉士認証・認定機構から社会福祉士を基礎資格として活用する制度における資格研修として指定されています。

科目の区分：認定社会福祉士／共通専門／サービス管理・人材育成・経営系科目群 I

科目名：人材育成系科目 I

単位数：1単位

また、本研修の全課程を修了することで、日本社会福祉士会生涯研修制度の「制度研修1単位」になります。

- ②本研修は、日本医療社会福祉協会の認定医療社会福祉士認定ポイント（15ポイント）の対象となります。

参 考 <実習指導者の要件について【科目省令第4条第8号】>

実習施設等における相談援助実習を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

経過措置【科目省令 附則第5条】

(ア) 第4条第8号の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間は、学校等が適当と認める者を実習指導者とすることができる。

(イ) 第4条第8号の規定にかかわらず当分の間、児童福祉法に定める児童福祉司、身体障害者福祉法に定める身体障害者福祉司、社会福祉法第15条第1項第1号に規定する所員、知的障害者福祉法に定める知的障害者福祉司若しくは老人福祉法第6条及び第7条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助の業務に従事した者又は平成21年3月31日までの間において第4条第8号に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を実習指導者とすることができる。

※なお、上記(ア)の経過措置は満了しました。よって、経過措置の(イ)以外は、実習指導者講習会の受講が必須となります。